

草津市風致地区保全審査委員会の廃止について

◆概要

現在、草津市附属機関設置条例に基づき設置されている草津市風致地区保全審査委員会は、風致地区内での新增築される建築物について、許可基準を満たしていない場合で、かつ風致の維持に支障がないと認められる場合に意見を聴くものとなっています。

当委員会は、平成14年11月設置以降、諮問する案件はなく、開催実績がありません。例年、任期満了に伴い、委員の方々に委嘱依頼をしているにもかかわらず、委員会開催がない状態が長らく続いています。また、その一方では、草津市景観審議会が自然景観も含めた、景観維持等に関する案件等を必要に応じて審議しているのが現状です。

以上の理由から、当委員会を草津市景観審議会に統合いたします。

◆統合の根拠

風致地区とは、都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区で、自然美を維持保存するために創設された制度であり、指定された地区においては、建築物の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられます。

風致地区内での行為の許可基準として、高さや建ぺい率など規模の規制の他、「建築物にあっては当該建築物の位置、形態および意匠が、工作物にあっては当該工作物の規模、形態および意匠が、新築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。」（滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条第1項ウ（エ））という項目があります。これはつまり、自然景観との調和を謳っています。

草津市の景観計画の基本目標として、「歴史景観」・「都市景観」・「自然景観」の3つの視点を設定しており、「景観審議会は、条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、景観づくりに関する事項を調査審議するものとする。」（草津市景観条例第40条第2項）とあるように、草津市景観審議会は自然景観も含め、草津市全体の景観づくりについて調査審議するものです。

以上のことから、草津市景観審議会に草津市風致地区保全審査委員会の機能を統合させ、風致地区内での行為の諮問事項は草津市景観審議会にて審議いたします。

◆他市の状況

近隣3市（大津市、守山市、栗東市）と滋賀県について現在、風致地区における行為に対して諮問する専門機関を設けておりません。また、滋賀県と大津市については、かつて専門機関を設けておりましたが、廃止されており、その機能を景観審議会に統合されております。